

各務原市水道事業契約事務分掌要綱

(平成26年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市水道事業及び下水道事業の業務に関する売買、貸借、請負等の契約に関する規程（昭和56年水道事業管理規程第14号）第2条の規定に基づき、水道事業の業務に関する契約の事務処理について必要な事項を定める。

(事務分掌)

第2条 水道事業の業務に関する契約の事務処理は、次の表により行うものとする。

契約の種類及び区分	事務処理担当職員
1 燃料及び事務用消耗品の単価契約	企画総務部の職員のうち、水道部水道総務課事務職員に任命された職員
2 1以外のもの	水道部水道総務課職員

第3条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる契約に係る競争入札又は随意契約の参加者の選定及び予定価格の作成に関する事務は、企画総務部の職員のうち、水道部水道総務課事務職員に任命された職員が行うものとする。

契約の種類	区分
1 工事請負契約	全部。ただし、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第5号に該当する場合を除く。
2 物品購入契約及び印刷契約	1件50万円以上のもの
3 委託契約	工事に係るもの及び工事に係るもの以外で1件50万円以上のもの
4 賃貸借契約	1件40万円以上のもの。ただし、土地借上げを除く。
5 1から4までに掲げる以外のもの	1件50万円以上のもの

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。